

別紙

諮問第946号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「患者の声相談窓口に相談した際の記録」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年10月4日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求について、対象の個人情報は、取得又は保有しておらず、存在しないため、不存在を理由として非開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年2月28日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年11月18日に実施機関から理由説明書を、令和5年1月5日に審査請求人から意見書を收受し、令和4年12月27日（第228回第二部会）から令和5年1月23日（第229回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 患者の声相談窓口について

「患者の声相談窓口」は、実施機関が医療に関する問題を患者自ら解決するための助言等を行い、患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援するために設置され、個人と医療機関等との紛争解決の糸口となるよう相談に対応するものである。

イ 本件非開示決定の妥当性について

(ア) 本件非開示決定に関し、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書において、「患者の声相談窓口」に対し、名前、電話番号、病院名及び科を明らかにした相談であったため、相談記録は残されているはずであると主張する。

これに対し、実施機関は、弁明書及び理由説明書において、相談者氏名欄に審査請求人の氏名が記載されている「相談受付票」は存在せず、該当する文書は存在しないと主張する。

(イ) 審査会が、相談を受けた際の対応について、事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関では、相談を受けた際、相談内容について相談受付票に記録し、また、相談受付票の相談者氏名欄については、名乗られた場合に記載するとのことである。このことからすると、仮に審査請求人が相談を行ったとするならば、何らかの相談記録が存在すると考えるのは不自然ではない。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、審査請求人の主張する特定日に作成された相談受付票（以下「本件受付票」という。）が複数存在することが判明したが、審査請求人の氏名が記録された相談受付票については確認できなかった。

審査会が見分したところ、本件受付票の相談者氏名欄はいずれも空欄となっていた。なお、相談受付票の保管方法について、実施機関に確認したところ、特定の個人別ではなく、日付順に保存・管理しているとのことであった。

また、実施機関によると、「患者の声相談窓口」における相談は、相談者のプライバシーを保護し、相談により相談者が不利益を被ることがないように配慮するため、安心して相談できるよう対応し、匿名でも受け付けているとのことである。

る。審査会が見分したところ、相談受付票においては、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報である病歴を取り扱っていること及び相談員は、相談等に対応するに当たって、相談者のプライバシーに十分配慮し、知り得た秘密は厳守しなければならないとされていることが確認された。このような「患者の声相談窓口」の相談の性質に照らせば、相談者の個人情報の特定に当たっては、特に厳格な対応を要すると認められる。

そのため、本件受付票の相談者が審査請求人と同一人であると特定できず、他の相談者である可能性も否定できない中で、本件受付票を本件開示請求の対象として特定し、審査請求人に対して開示することは適当ではないと認められる。

したがって、本件開示請求について、審査請求人を識別することができる個人情報が記録された文書は存在しないとする実施機関の説明は、不自然・不合理であるとは認められない。

以上のことから、本件開示請求に対し、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、藤原 道子